

○北本市緑化推進要綱

昭和54年1月30日

要綱第2号

改正 昭和57年3月30日要綱第1号

平成9年2月10日告示第14号

平成11年9月14日告示第119号

平成21年12月24日告示第189号

注 平成21年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要綱は、緑地の保護と緑化の推進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹木等が単独又は一体となって良好な自然環境を形成する地域をいう。
- (2) 緑化 樹木、草花及び芝生等の植栽をいう。
- (3) 公共用地 道路、学校、保育所及び公園等の用地をいう。
- (4) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (5) 緑化協力団体 緑化事業を業としておらず、社会奉仕のもとに市内において緑化活動を実施している団体をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的達成のため必要な措置をとるとともに、次の各号に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 緑地の保護
- (2) 公共用地の緑化

- (3) 家庭の緑化
- (4) 緑化協力団体の育成
- (5) その他緑化推進に必要な事業
(市民の責務)

第4条 市民は、自ら緑地の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長が実施する施策に協力するものとする。

(保護地区等の指定)

第5条 市長は、良好な自然環境を保全するため必要があると認めるときは、所有者等と協議のうえ細則に定めるところにより、保護地区又は保護樹木（以下「保護地区等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる区域においては適用しないものとする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により緑地保全地区として都市計画に定められた区域
- (2) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により近郊緑地保全区域として指定された区域
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項及び第110条第1項又は埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第31条第1項の規定により指定された区域
- (4) 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第4条第1項の規定により自然公園として指定された区域

(平21告示189・一部改正)

(通知)

第6条 市長は、前条第1項の指定をした場合は、当該所有者等に通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により保護地区等の指定をしたときは、当該

所有者等と自然環境保全協定を締結するものとする。

(標識の設置)

第8条 市長は、保護地区等を指定したときは、細則に定めるところによる標識を設置するものとする。

2 当該保護地区等の所有者等は正当な理由がない限り前項の標識の設置を妨げてはならない。

3 何人も第1項の規定により設けられた標識を市長の承認を得ないで移転若しくは除却又は汚損してはならない。

(指定の期間)

第9条 第5条第1項による指定の期間は5年とし、状況に応じて更新できるものとする。

(保護地区等の管理)

第10条 保護地区等の所有者等は、樹木等の枯損の防止等維持管理に努めなければならない。

(助成措置)

第11条 市長は、前条の規定による維持管理に関し、必要と認めるときは、予算の範囲内で管理費の一部を助成することができる。

(協議)

第12条 第5条第1項の指定を受けた保護地区等の所有者等は、指定を解除しようとするときは、市長と協議しなければならない。

(解除)

第13条 市長は、前条の協議によりやむを得ないと認めたとき、又は指定の理由が消滅したときは、保護地区等の指定を解除するものとする。

2 前項の規定により指定解除した場合は、第6条の規定を準用する。

(台帳の作成)

第14条 市長は、保護地区等を指定したときは、保護地区等台帳を作成し、保管

するものとする。

(緑化協力団体への補助)

第15条 市長は、緑化協力団体の育成に当たり、必要と認める場合には、その団体の運営に対し、予算の範囲内において、助成することができる。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則(昭和63年規則第19号)に定めるところによる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。

附 則(昭和57年要綱第1号)

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年告示第119号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第189号)

この告示は、公布の日から施行する。